

ケース  
3

だまされた?!

解説

出会い系サイトからデート商法の罠に注意

### Q1でAを選んだ人

興味本位で出会い系サイトに登録したことが、思わぬ被害につながることもあります。完全無料と明記されていたはずなのに、登録や退会時に高額料金が発生したり、メール交換に高額な料金を請求されたりすることもあります。ゲームや占いのサイトなどから出会い系サイトに誘導されることもあります。不用意に個人情報を出さないよう注意しましょう。



### Q2でAを選んだ人

メール交換だけでは、相手が本当に実在するのか、また本人なのか確かめることは難しく、相手が誰かのフリをしても気づかないこともあります。

どこの誰ともわからない人と会うことは、犯罪に巻き込まれる可能性もありとても危険です。自分を大切にするためにも、甘い言葉に惑わされることなく慎重に行動しましょう。



### Q3でAを選んだ人

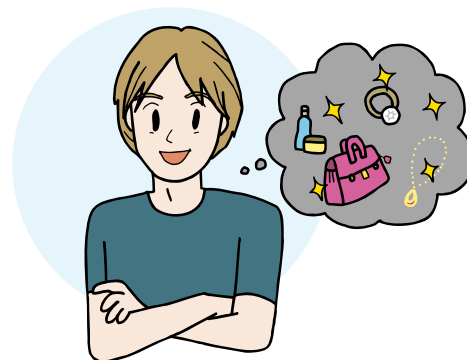
この例のように言葉巧みに異性に好意を抱かせ、その感情を利用して商品売りつけるといった商法をデート商法と呼んでいます。

販売が目的であることを隠して、偶然を装って接触してきます。間違い電話・間違いメールを装ったもの、アンケートを口実にしたもの、このケースのように販売相手を探すために出会い系サイトに登録している、という例もあります。

偶然に思える出会いであっても、面識のない異性が接触してくるには何か理由があるのではないかと疑うことも必要です。

高額な商品を勧められるようなことがあったら、注意が必要です。契約を急がせるならその人は信用できません。その場で決めずに、身近な人に相談するなどしてよく考えましょう。

**あなたのことを本当に大切に考える人は、無理にお金を使わせたりしません。**



本人がデート商法の被害にあったと思っていないこともよくあります。高額な商品を買わされたなど、思い当たることがある場合は、身近な人や消費生活相談窓口に相談してみましょう。

## アツコさんのその後……

アツコさんは、以前に学校でもらった消費生活センターのリーフレットを見つけ、思いきって相談しました。消費生活相談員は、これまでの経過を聞いた上で、アツコさんに泣き寝入りしないよう励まし、借金の問題についても解決方法があると教えてくれました。

アツコさんは、消費生活相談員のアドバイスを受けて、宝石店にこれまでのいきさつを手紙にして送りました。当事者である「シンゴ」がいなくなったことで、宝石店との交渉は難航していますが、消費生活相談員とともに交渉を続けています。アツコさんは、アクセサリーの購入の支払のための借金についても、弁護士に相談して法律的な手続きを行い、可能な範囲で少しずつ返済しています。

ケース

4

## 「きれいに使っていたのに！」 納得できないきれい好きのマユさん

マユさんは、4年間住んだ賃貸住宅を退去することになりました。きれい好きのマユさんは、日々掃除に励み、きれいに使っていたので室内に大きな汚れはありません。

当然、敷金<sup>しききん</sup>5万円は全額返還してもらえると思っていたのに、貸主からは、「フローリングの張り替え費用など敷金から差し引いたが、まだ足りない。不足分も支払ってほしい」と言われています。

※敷金とは

部屋を借りた人が、借りている間に何かあったときのために、貸している人に預けておくお金

👉 **考えてみよう!**

マユさんは、貸主に言われるとおり支払うしかないのでしょうか?



ケース

4

解説

## 「入居前の確認」「ガイドライン」 賃貸住宅の心得

若者の消費者トラブルでは、不動産賃借に関する相談も多数寄せられています。特に引っ越しが多くなる季節には、敷金トラブルなど賃貸住宅にかかる相談が増えます。

敷金トラブルの多くは、退去するときに入居前の状態に戻す「原状回復」を「借りた人」がどこまで負担するのかというものです。

国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によれば、いわゆる経年劣化、通常の使用による消耗等の修繕費用は、賃料に含まれるものとしています。借りた時には新しい内装であっても、3年借りたのであれば3年経過した状態で返せばよいということです。(もちろん、マユさんのようにきれいに使うことが当然のマナーです。)

それでは、「通常の使用による消耗」とはどのようなものなのでしょうか?具体的には、

- 畳やクロス(壁紙)の日焼け
  - 家具の設置による床やカーペットのへこみ
  - テレビの後部壁面の黒ずみ
- などがそれにあたります。

わざとつけたわけではなくても、過失等につけたキズや汚れ、例えばキャスター付きの椅子でついたキズ、タバコやペットによる汚れなどの原状回復は、借りた人の負担と判断される場合が多いと考えられます。

上記のガイドラインには、強制力はありませんが、望ましい考えとされ、話し合い時の理論的根拠となります。トラブルの未然防止のためには、入居する際の確認も大切です。双方が立ち会い、写真などの記録も残しておくことで安心です。

借主が負担する原状回復費用は、貸主と借主の合意により決定します。納得できないときは、まず貸主と話し合いましょう。どうしても話し合いがまとまらない場合には、裁判所における民事調停や少額訴訟手続きを利用することもできます。